官

○農林水産省令第五十九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)

第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月七日

平成十九年六月七日

平成十九年六月七日

平成十九年六月七日

中成十九年六月七日

一、グレープフルーツ並びにグレープフルーツをで、グレープフルーツ並びにグレープフルーツ」をで、グレープフルーツ並びにグレープフルーツ」をで、グレープフルーツ並びにグレープフルーツ」をで、グレープフルーツ並びにグレープフルーツ」をで、グレープフルーツ並びにグレープフルーツ」をで、グレープフルーツ並びにグレープフルーツ」をで、グレープフルーツ並びにグレープフルーツ」をで、グレープフルーツ並びにグレープフルーツ」をで終由し、かつ、」に、並びにグレープフルーツ」をで終由し、かつ、」に、並びにグレープフルーツ」をで終由し、かつ、」に、並びにグレープフルーツ」をで終由し、かつ、」に、並びにグレープフルーツ」をで終由し、かつ、」に、並びにグレープフルーツ」をで終由し、の付表第三十三中「乾草に混入した」を削る。

「大の名)に、かびに対している。

「大の名)になめ、同表の付表第三十三中「乾草に混入した」を削る。

「大の名)になめ、同表の付表第三十三中「乾草に混入した」を削る。

「大の名)になめ、同表の付表第三十三中「乾草に混入した」を削る。